

平成30年度 第1回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年4月10日(火) 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (25人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員
11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (3人)

5番 山根清人 委員 6番 室山恵美 委員 7番 林 修二 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第7号 農用地利用配分計画について

議案第8号 倉吉市農業委員会委員の辞任について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長

失礼いたします。この4月より農業委員会事務局長を拝命いたしました森石と申します。委員の皆様が円滑に進みますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは只今から、平成30年度第1回の農業委員会会議を開会いたします。最初に山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長

(会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局

この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきます。よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長

それでは、本日の議事録署名人の決定でございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長

それでは、署名委員は19番 吉村委員、2番 徳田委員にお願いをいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長

欠席の連絡が入っております。5番 山根委員、7番 林委員、6番 室山委員。3名の欠席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長

続きまして、日程(4)連絡報告事項をお願いします。局長。

事務局

別添資料をご覧ください。平成30年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

議 長

5月10日の定期総会。初めての方はどういうものかわからんと思いますが、毎年1回、5月の定例会の後に定期総会ということで、事業報告、続いて、次の年の事業計画案というようなことを定期総会で決定するわけでございまして、来賓として、市長、議長、農協の組合長を招待しております。その後、JA鳥取中央の会場で懇親会もやっておりますので、必ず皆さんが参加していただきたいと思っておりますし、委員会は3時頃で、その後に定期総会。現地調査は午前になるか午後になるか、今のところちょっとまだ検討中ですので。どれだけ調査の場所が出てくるかによって、検討させていただきたいと思っておりますので、当日の当番委員の方にはまた後日連絡させていただきます。

(5) 議 事

議 長 続きまして、(5) 議事に入らせていただきます。本日の議事につきまして、第1号から第8号までございますので、始まる前に事務局より説明を行います。

事務局 本日の議事につきまして説明申し上げます。
まず、2ページ、3ページになりますが、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件11筆の申請がございました。
続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてですが、5ページ、1件2筆の申請がございました。
7ページには、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。2件の申請が出ております。
議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、9ページに2件の申請が出ております。
議案第5号 農用地利用集積計画の決定については、12ページから23ページまでの利用権設定が33件、24ページに所有権移転関係が1件出ております。
続きまして、議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、30ページのとおり1件2筆の申請が出ております。
30ページ、31ページ、議案第7号 農用地利用配分計画については、3件4筆の配分計画の案について意見を求められております。
最後に、議案第8号 倉吉市農業委員会委員の辞任について。37ページでございますが、委員の辞任について同意を求めるものでございます。
以上でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、1ページでございます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、第1号につきましては承認といたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、4ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては本日午前10時より、当番委員であります、西谷美智雄委員・小谷義則委員・藤井代理・森石局長・石賀主幹と私の6名で調査に行っておりますので、代表して西谷美智雄委員より報告をお願いいたします。

16番 16番 西谷です。ご報告申し上げます。先ほどご説明がありました6名で、朝10時から現地を確認してまいりました。現地の確認は、何ら問題はないということで話し合っておりますことをご報告します。よろしく申し上げます。

議 長 只今、西谷委員から報告がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、本件につきましては承認といたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、お諮りいたします。この件につきましても、同じく当番委員の6名で行っておりますので、西谷委員より報告をお願いいたします。

16番 16番 西谷です。申請番号の1番、2番とも現地を確認してまいりました。何ら問題ないということで、6人で協議をいたしております。ご報告申し上げます。

議 長 只今、報告がございました。問題なしということでございますので、皆さんの質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、承認といたします。

影山推進委員 ちょっとすいません。聞きたいことがありますけどよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。影山委員。

影山推進委員 1の〇〇さんの図面と、これは特に問題ないですけど、最後の方にある非農地証明の図面と、ここに接合不一致っていう部分があるんですけども、この図面の整合性がちょっといまいわからないんですけど、不一致っていうのはどういう、この土地の斜面とかそういうようなとこなんでしょうか。同じ物件ですよ。

議 長 この件につきましては5条でありませぬので、4条はもう済んで承認しましたので、非農地証明のほうで質問してください。それでは、5条につきましては異議ございませぬ。

議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第4号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について、現地報告をお願いいたします。

16番 16番 西谷です。これもいずれも6名で現地を確認いたしておりますが、帰

って協議をいたしました。何ら問題はないということで話し合っておりますことをご報告申し上げます。

議 長 只今の影山委員の質問につきまして、この議案第4号でございますので、鐵本委員から手が挙がっておりますので、鐵本委員、お願いいたします。

11番 11番 鐵本です。図面が2枚にわたるということで、例えば、国土調査した図面と、以前ある図面とかいうのがあったり、それから、同じくしても、その当時の図面が、接合不一致ですから、図と図と合わせると、現物は繋がってるけど図が繋がらないという意味で、ここはピタッと図が接合されてませんよということ。そういうことがあるです。この左の図と右の図は本来接合するのが本当なんですけど、作った目的が違っとして、よく土地改良区の図と次の国土調査した図とが合わないと、2、30センチ隙間ができちゃうとかいうようなことが、私は仕事柄よくありまして、非常に悩ましい問題なんですけど、こういう接合不一致っていうのは、鳥取県内とか全国でいたるところ、作った時代の年代が違っちゃってこういうことが発生しとります。

議 長 影山委員、お分かりでしょうか。

影山推進委員 よくわかりました。

議 長 それでは、只今の議案第4号につきましては、ご異議ございませんか。

(はいの声)

議 長 異議なしということで承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の決定につきましてでございます。まず最初に該当委員がございまして、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございまして、早速でございますが、19ページの番号22番、20ページの番号23番、24番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代して審議をさせていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、交代させていただきます。

(議長交代)

9 番 それでは、3 番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9 番 山脇委員が退席しましたので、19 ページ番号 22 番、20 ページの番号 23 番、24 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 19 ページ番号 22 番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇の 2 筆 4, 819 m²の賃借権設定でございます。その他、20 ページ番号 23 番、24 番と、合計 5 筆 13,266 m²の賃借権設定がございました。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありましたので、委員の皆さんよりご質問・ご意見を受けたいと思います。

(異議なしの声)

9 番 異議がないようですので、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。

山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

(議長交代)

議 長 それでは、全体の説明をお願いします。

事務局 12 ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は 100,122 m²の利用権設定等ございました。利用権設定各筆明細につきましては 12 ページから 23 ページまでのとおりでございます。

所有権移転関係にまいります。24 ページでございます。所有権の移転を受ける者：鳥取市東町 鳥取県農業農村担い手育成機構。所有権の移転をする者：〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。所有権を移転する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。売買による所有権移転で、10 a あたりですと 189,

537円の売買でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、25ページから27ページまで、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、28ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございましたが、議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、承認いたします。

議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして、議案第6号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございますが、この案件につきましても現地の調査に行っておりますので、同じく西谷委員より報告をお願いします。

16番 16番 西谷です。ご報告申し上げます。先ほどの6名で現地の確認をさせていただいております。事業計画の中では3回の耕耘、それから、草刈り作業を実施ということになっておりますが、現場を確認いたしました結果、笹等がはびこっておるようなところで、その辺も全部しあけないけんということがあります。それによりまして、2回以上の耕耘作業、下刈り作業が必要であろうということで、2万円が妥当ではないかということになっております。協議しております。

議長 只今、現地の説明が終わりました。皆さんのご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(はいの声)

議長 異議なしということで、第6号につきましては承認いたします。

議案第7号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第7号 農用地利用配分計画につきまして、これから審議に入りますが、まずはじめに該当委員がございまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。33ページ番号1番、2番は、13番 數馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議長 それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 33 ページ番号1番。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇。権利を設定する農用地につきましては記載のとおり2筆の4,140㎡の賃借権による配分計画でございます。その他、番号2番と併せまして、合計4筆5,749㎡の配分計画でございます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、美田委員。

8番 8番 美田です。2番目の案件、賃借料が全筆で米4袋。これは口座に振込むんですか。

議長 梶本係長、説明をお願いします。

農林課 農林課の梶本でございます。よろしくお願いたします。この分は口座には振込みできませんので、これは直接、物納でやり取りしてもらっております。

8番 結局、もとの地主さんに行くっちゃうわけか。機構に行くんでなしに。

農林課 そうです。物納の場合は直接やり取りをするということになります。物納の場合は、機構は通さないということです。

8番 わかりました。

議長 よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので承認といたします。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議長 數馬委員へ、只今の案件は承認されましたので、報告いたします。その他。

事務局 33 ページにもう1筆ございます。合計しまして、番号3番と併せまして、3件の5筆、合計7,239㎡の全体の配分計画となります。配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては35ページから36ページまでの記載のとおりになっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。異議ありませんか。
(はいの声)

議長 ないようですので、承認といたします。

議案第8号 倉吉市農業委員会委員の辞任について

議長 続きまして、議案第8号 倉吉市農業委員会委員の辞任について、皆様にお諮りをいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。局長。

事務局 倉吉市農業委員会委員の辞任についてでございます。38ページに記載しておりますが、平成30年3月20日付で山根清人委員の辞任同意願が提出されております。農業委員会等に関する法律第16条の規定によりまして、本会の辞任の同意を求めるものでございます。以上でございます。

議長 只今、局長より説明がございましたが、議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。辞任が出ているわけですが、先の話になると思うんですけど、分かる範囲で教えていただきたいと思えます。辞任されて、空席になって、この分についてはまた市長の方なりで選任という手続きが取られるような格好になるのでしょうか。その辺ちょっと、事務局。例えば、何人も出て、いやいや、何人もじゃなくて欠員になったら市長の選任なんで、市の選任なんでそれを補充してもらおうのかということなんですか。

議長 はい。事務局、説明をお願いします。

事務局 かつては、農業委員は選任委員と選挙委員がございました。選挙委員にあたっては補欠選挙というのがありました。5選挙区で、各選挙区5人の25人が選挙委員でございまして、各選挙区で、5分の2を超える欠員が出た場合には補欠選挙ということでありました。それから、選任委員については、その都度補充をしていた経過があるかと思えますが、議選の委員など、欠員のままということもありました。

新制度に移行したときに、そのあたりを選任要綱で定めておりまして、欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに、補充しなければならないとしております。また、選任要綱は、欠員が出た場合には、補充に努めなければならないとしておりますが、欠員によって、農業委員会の運営に支障があるということであればすぐさま公募して、補充ということがあると思えますけれども、1人の欠員であればこのまま任期満了まで続けられるんでないかなと事務局は、考えてはおります。

11番 委員が少なくなってる状態なので、全体的の委員だということですけど、やはり、担当の受け持ち地区に対する負担っていうのは広がってるわけです。そういうことからしたら、私としては順次後任を選んで行かれないと、その地区は少ないままの状態、遠くからそこに応援っていうのもなかなか大変ですし、考えなきゃいけないんじゃないかなということ、私は是非選任しなきゃいけないんじゃないかなと思うところで、意見を述べさせていただきました。

議 長 皆様の他の意見はございませんか。はい、谷本委員。

1 番 1 番 谷本です。ちょうど私の地区になりますんで、1 人になるわけです。推進委員の小谷さんと 2 人ですけど。地区で担当していくってことになるちょっと荷が重くなってくりゃへんかなと。全体の中ではいいと思いますけど。そういう感じはしてますけど、どんなもんでしょうか。

議 長 今、農業委員の場合は地区ということはありませんので。全体です。地区割りをとすることを考えてもらったらいけませんので。全体で見えますんで。一人もおらんという場合は考えないんですけど、上小鴨には今は推進委員と農業委員が一名ずつおられるんで、問題ないかということで、このまま残りの任期は欠員でいくほうが良いでないかということで一応話はしとりますけど。それでないとまた議会にかけて、今度は 9 月議会になっちゃうんでね。それまでに。段々と先になっちゃうんで。例えば西郷とか上井とか 1 名しかいないところの欠員とは若干違ってくるんじゃないかなという取り方があるんですけども、皆さんのご意見はどうでしょうか。はい、美田委員。

8 番 8 番 美田です。話がちょっと外れるかもわからんですけど、山根さんは改良区の理事長もされとりましたよね。

議 長 大鴨の改良区の理事長も 3 月で辞めて新しい人が理事長になっとられます。この件につきましては挙手で承認することになっておりますので、諮らせていただきます。山根委員の辞任につきましてお諮りいたしますが、異議がないということで辞任を認めるという方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員、異議なしということで辞任を承認されましたことを皆さんに報告いたします。そして、只今、鐵本委員から出ておりました件につきましても、そういう状況でございますので、できればこのままあと 2 年間の任期をしていきたいなということでございますがいかがでしょうか。はい、西谷委員。

1 6 番 1 6 番 西谷です。4 月 2 6 日に総務委員会が開催されるということがあるわけでございますので、いろんな中身も含めて再度検討して、物差しを作って、皆さんにお諮りするというのが妥当ではなかろうかなと思いますが、特に谷本さんも是が非でも補充が欲しいということでございますので、それも含めて話し合ってみてはどうかということをお願いいたします。

1 4 番 1 4 番 金信です。それこそ、市全体で 1 9 人という制度に去年の 7 月 2 0 日から変わったわけですし、そのことから言うと私も初めのころにちょっと言わせてもらいましたが、倉吉市で一番農地の多い高城で結果的には委員は私、

推進委員は小谷さんという二人になってしまったと。大変だなど。実質、去年のパトロールの結果の農地利用意向調査も80ぐらいあって、非常に大変でした。そんなこともあるし、今のような形で3分の1を超えなければ次の補充がなかなかできないという現状から言うと、申し訳ないですけど、うちがそうだからという言い方になるとちょっと失礼かもしれませんが、是非、頑張ってくださいなという思いと、もう一つは、制度が始まって間もないわけで、こういったケースがよそにあるかどうかちょっとわかりませんが、事務局の方で是非その辺のキャッチができればということをするわけですね。どういふケースでどうなるかと、そんな思いです。以上です。

議長 いろいろ今、意見がでましたので、ここで別にすぐ決めなくてもいいと思いますので、先程、西谷委員が発言されましたが、総務委員会が今月下旬にございますので、その場でまた、今回の件につきまして検討させていただいて、委員会でもまたお話をさせていただきたいと思っております。そんなに急ぐことではないと思っておりますので。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 なら、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

(6) その他

議長 それでは、別冊―その他報告・連絡事項―をご覧くださいと思います。
(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について。

事務局 2ページでございます。(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。いわゆる、2a未満の届出でございます。農業用倉庫とするものでございます。届出地等については記載のとおりでございます。

3ページ(2) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書については、農林課の発注による、災害復旧工事に伴う資材の仮置き場として行うものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。以下、記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 続きまして、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。説明をお願いします。

事務局 今回、4件のあっせんの申し出がございました。4ページ①は〇〇〇〇さん。黒見の農地でございます。賃貸借の相談でございます。5ページ②、〇〇〇〇さん。こちらは賃貸借。すでにパトロール等でも確認しておりますが、遊休農地の状態でございます。相続をされまして、その際、相談があったものでございます。6ページ③、相談者は〇〇〇〇さん。これは、〇〇〇〇さんに使用貸借で貸しとられるんですが、賦課金等も掛かりますし、この際、どなたかに売

却をしたいと。売買の相談でございます。7ページ④、〇〇〇の〇〇〇〇さんという方です。売買の相談でございます。以上、4件のあっせんでございましたので、あっせん委員の選任をよろしくお願いいたします。

議 長 　　まず、最初に〇〇の〇〇さんの件でございますが。

10番 　　吉村さん、申請されたか。利用権はまだか。

19番 　　まだです。

10番 　　まだですね。決まっております。吉村さんが耕作。

議 長 　　出たやつを、もう決まってるってか。

10番 　　そうそう。

議 長 　　吉村委員が全部作られるそうです。続いて、〇〇の分です。〇〇〇〇さん。これは山の根で荒廃農地だっただけ。これは〇〇川の真向かいです。〇〇〇の。真向かいの山の谷になったところ。これは事業で基盤整備したところですよ。どがないな。小谷委員、あっせん委員としては。

小谷俊一推進委員　　ここは、ハウスが全部建つとった。ハウスは今、撤去して、それこそカヤが生えてえらいことになつとる。ここをあっせんして借りる人なんておりません。

議 長 　　これは山林にしてもらったが一番ええでないか。農振除外して、山の根だから。横しが山林だけ、山林に地目変更してもらうしかないと思うけど。私も見とるけど無理だと思う。でもまあ一応、〇〇の委員の2名、名前だけは入れときますんで、お願いします。また、本人との交渉もありますので、山にするにしても。それから、〇〇〇については〇〇〇〇の外れだと思っんですけど。改良区の小谷理事長がおられますので、委員としてうってつけじゃないかと思っいます。地元だし。なら、小谷委員にお願いします。それから④の〇〇〇。宅地になるところだな。地元の委員で担当地区は、〇〇になるだんな。數馬委員、よろしく。一人でいいかいな。

13番 　　林さんも付けといてください。

議 長 　　林委員も。次に(4)農地等あっせん活動の状況について。河本委員から報告をお願いします。8ページ。

10番 　　先回もちよっとお話しましたんですけど、吉村委員に聞いてもらうのが一番いいと思うんですけど、どの分までは作られる。

19番 　　4筆。細かいほうはちよっと考えさせてください。

議長 じゃあ、全体としてこの場所については吉村委員に100%任せるということで。よろしくお願ひします。続きまして、事務局。

事務局 (5) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてです。毎年、すべての農業委員会が作成して、ホームページ等で公表するようなことになっております。9ページでございますが、農業委員会の状況について、3月31日現在について記載しております。農業委員会の現在の体制につきましては、昨年、旧制度が新制度に移りました。30名の農業委員が、新制度で19名の農業委員と9名の推進委員の体制になっております。10ページには、担い手への農地の集積の状況。11ページには、新たに農業を行おうとする者の参入促進について。12、13と、遊休農地、違反転用。14ページには3条の許可事務とか、転用に関する事務の件数等記載しております。17ページには来年度の活動計画ということで、18ページには担い手への集積目標、特に19ページについては遊休農地に関する措置として、今現在48haの遊休農地がございますが、10haの解消を目標として取り組むもので、利用状況調査、いわゆる農地パトロールについて重点的に活動してまいりたいと考えております。以下、記載しておりますのでご覧いただけたらと思います。また、企画委員会、総務委員会等で、具体的な計画等を練っていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 (6) その他でございます。

事務局 その他で4点ございます。一つは、資料を付けておりますけれども、農村民泊・体験型修学旅行ということで、年々、修学旅行を中心に農村民泊が、倉吉の中で、増えておまして、今年度、宿泊数でいうと820日の農村民泊が予定されております。現在の民泊登録家庭数では、受け入れが難しいかなという状況で、担当課としては、できれば倉吉で受け入れるような体制を整えたいと言っております。こういった農村民泊の活動について、研修を考えております。資料をお配りしておりますので、ご覧いただけたらと思います。

それから、活動記録カードの提出について。年度が替わりましたので、また新しいカードをお配りいたしますが、すでに活動をしておられる方は随時提出をお願ひしたいと思ひます。

それから、緑の募金について。羽根をお配りしております。募金箱を置いておりますので、募金についてご協力をお願ひします。

最後に、クールビズが5月から10月まで続きますので、次回の農業委員会、定期総会等はクールビズで対応していただけて構いませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 いろいろございましたが、皆さんで、その他の項で何かございましたら。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。ちょっと教えてほしいんですけど、このたび、田を再生しようと言って、要するに、どういう田かという、葦が全面に生えておる。再生しようという計画でしかけたんですけど、再生の方法は普及所に相談しまして、やり方としては聞いたんですけど、2年間掛かるっちゃうんです。1年目でモアで粉碎して、5月ぐらいに芽が吹き出たときに除草剤をかけて、耕耘して、それでまた明るる年に耕耘なりして、芽が出たらまた除草剤をかけてという形で、2年間耕作ができないということなんです。そういう場合に、遊休農地の再生に対して、今、最高で3万円ですか、これがなんとかならんかなということができんか、できるもんか、ご相談なんですけど。

議長 その水田は個人がされるですか。

10番 個人で、今もう何年も放ってあるんです。

議長 放ってあるのを誰が借りて作るんですか。再生した農地は。

10番 このたび、借りてやりかけたら、

議長 借りる人は認定農家の方ですか。

10番 はい。認定農家です。

議長 そしたら、市の農林課の、国の補助事業を使われたら一番簡単ですが。200万ぐらいまでは使えますから。

10番 そこまでは掛からないと思う。

議長 50万でも構いません。それで、ユンボ入れて掘って、根も掘ってもらって、きれいに再生したらできますよ。梶本係長、認定農家がされる場合はできるでしょ。国の再生事業の予算。

農林課 とりあえず、耕作放棄地解消事業というものはありますけれども、それが、きちっと予算化されとるとか、そういったのを精査して対応したいとは思っております。

議長 こないだ依頼があって調べたら、私が頼まれたのは〇〇の〇〇〇の水田だけでも、ゴズボが生えて荒廃農地になつとるから、認定農家が申請して、業者頼んで、市の農林課に200万までの予算がありますから。それで、やってくださいということをしとるから、それも使えらへんかと。ただ、国から市の予算が今年度何ぼ来とるか。それを調べてもらって、できればその方が。とても3万円のここを出しとるようなのではできらへん。何反あるの。

10番 1反半ほどかな。

議長 だったらこの事業を使った方が早いと思う。農林課の再生事業の費用を使った方が一番早いです。はい、西谷委員。

16番 16番 西谷です。経験がありますんで、ちょっとご報告申し上げますが。〇〇が大変、葦の園で、耕作放棄地がたくさんあったところでございますが、秋いっぺん刈って、またちょっと出る。春もういっぺん刈って、集めて焼いて、春先、芽が出てきます。あれを、ラウンドアップの濃いやつをぶっかけて、それで、田植え前にもういっぺん出ますから、それにもういっぺんかけて、それで代をかい、除草剤をしっかり効かせると稲は育ちます。というようなことを、前例がありますので、やっておりますんで。やってみてやってください。

8番 天地返しができるような田んぼかいね。

16番 ええ。16番 西谷です。天地返しっていうか、牛がはまるような土地でございますので。そういうところでないと葦が生えないから。人間は歩けますけれども機械もカゴ車を付けないと、トラクターが入れない。それから、田植えにもカゴ車を付けないと入れないというところの耕作放棄地を解消したという前例がございます。

議長 はい、ありがとうございます。河本委員、やっぱり、さっき言ったように、それにしてもラウンドアップの薬代が要るし、国の事業を使ったら何にもせんでもしてもらえただけ。

認定農家の借りようとしとる方が業者に見積もり依頼して、市から、例えば100万以内とか200万以内とか制限があるから。それを聞いていて、見積もり出して、許可が出たらすぐしてもらおうと。そしたら、認定農家の頼んだ方もお金も一銭も出さずにできますから。個人の負担金はありませんから。そういう事業にのっかってされたが一番いいです。そういうことです。他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の委員会はこれもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後2時35分 閉会 —